



海外ビジネス情報「米国の就労ビザ」

北陸銀行
ニューヨーク駐在員事務所
所長 小川 浩史

1. はじめに

14人が犠牲となったカリフォルニア州の銃乱射事件では、実行犯のパキスタン出身の妻が「婚約者ビザ」を使って米国に入国していたことが分かり、米国のビザ制度に波紋を投げかけています。多様な外国人を受け入れることが米国の強さの源ですが、受け入れ制度や基準は固定的ではなく、時の社会情勢や政治・経済動向、世論などの影響を受けて変わっていくものです。

一口にビザといっても種類は多岐にわたりますが、本稿では、米国でビジネスを展開されている、あるいはこれから進出を検討される企業の皆様にとって関心が高いと思われる就労ビザについて、その概要とトピックをご案内します。

2. 出張・短期滞在者（ESTA、B-1ビザ）

日本から米国に90日以内の滞在で渡航する旅行者は、ESTA（アメリカ電子渡航認証システム）への簡易な事前登録をもって、ビザ取得を免除されます。渡航目的は観光および短期商用に限られます。これから米国で事業を立ち上げようという企業では、社員の方が何度も日米を行き来するようなケースもあるでしょう。米国での市場調査・進出検討・立ち上げ準備など、初期段階なら短期商用として認めてもらえるようですが、実際に事業運営が始まっている場合は、正規の就労ビザ取得が求められます。

また、90日以内の滞在なら反復利用が可能なESTAですが、その頻度についても注意が必要です。ビザ実務に詳しい弁護士によれば、年4~5回、1回あたり数週間程度の滞在なら問題は少なそうですが、あまりに高頻度の入出国は短期商用とみなされないリスクが増します。一度ESTAで入国を拒否されるとその履歴は残り、今後の就労ビザの取得やプライベートな観光旅行に際して厄介なことにもなりかねません。

尚、90日以上短期商用滞在（180日未満）にはB-1ビザの取得が必要となります。

3. Eビザ（貿易・投資駐在員ビザ）

ここからは、短期商用ではなく就労を前提としたビザについてご説明します。

まずはEビザと呼ばれる駐在員向けビザです。A. 日本人が申請し、50%以上の日本企業出資による米現地法人に駐在する、B. 申請者は管理職・役員、あるいは企業の運営に不可欠な高度の専門知識を有する者、という2点が最低限求められます。

Eビザには、①貿易駐在員（E-1）ビザ：相当額かつ継続した日米間の貿易が認められる企業の駐在員が対象、②投資駐在員（E-2）ビザ：相当額の投資が米国で行なわれ、米国での経済効果・雇用をもたらしてくれる企業の駐在員が対象、の2種類があります。いずれも、企業の内容・活動を評価して発行されるビザと言ってよく、一旦取得すれば、無期限に5年ごとの延長が可能です。また、後述するLビザと違い、米移民局による事前承認が必要ないため、日本の米国大使館・領事館への申請だけで取得できます。

上記のE-2ビザにおける「相当額の投資」というのは明確でなく、業種によっても異なるでしょう。一例として、近年、ニューヨークで飲食店を開業する日本企業が目立っていますが、経験上30万ドル（37百万円）程度の投資ではEビザ取得は難しい、というのが先の弁護士の見解です。

4. L-1ビザ（企業内転勤者ビザ）

複数国に拠点を有する企業の従業員が、米国内の拠点へ一時的に転勤する場合はL-1ビザが必要です。管理職または役員であること、もしくは技術職として専門知識を有することが申請資格です。また、直近1年以上、管理職や技術職ポストでの勤務実績が必要です。上級職でも中途採用間もない方には認められません。

手続き面では米国大使館・領事館での申請に先立ち、米移民局での審査を経る必要があります。近年、この移民局審査が極めて厳しくなっています。比較的高所得の管理職・技術職に、米国人ではなく外国人の就労を許す妥当性をより厳しくチェックするようになってきているようです。

公表資料では、2014年の移民局によるL-1ビザ申請の却下率は35%。2006年の6%から年々増加傾向にあります。国別では、日本からの申請は15%の却下率とまだ低めですが、それでも却下されるリスクは軽視できません。因みにインドからの申請却下率は56%にのぼります。高技術職としてインド系ITエンジニアが大量流入していましたが、インド人に偏った登用が問題視され始めたのでしょうか。

また、却下されなくても、審査で厳しく追加資料を求められるケースも増えています。ある日系企業では、社員1名のL-1ビザ申請にあたり、全社員の名前と職務内容、給与額のリスト提出を求められたといいます。申請者の職務内容・スキルと年収が他の社員との比較で妥当か確認したい、という趣旨だったそうです。

5. H-1Bビザ（特殊技能職ビザ）

職務が求める特定分野での学士あるいはそれ以上の資格が必要です。例えば工学部で学士号を取得したエンジニアなど。学歴と職務内容がマッチしていれば職務経験自体は問わないため、職歴のない新卒者など若年層の申請が多いビザです。

学士・修士取得者へのH-1Bビザ発給枠は年間85,000件。対して2016年度分の申請は230,000件と2.7倍でした。ビザ受給者の選定はコンピューターによるランダム抽選で行なわれるため運任せ。雇用する企業にとっても不確定要素が多いビザです。

筆者の知人の20歳代男性は、米国内の大学で心理学を学び、日系人材紹介会社の米国法人に営業職として採用されました。この度、学生ビザからH-1Bビザへの切替を申請し、見事2.7倍の難関を突破してH-1Bを取得。「営業には心理学が必要」というやや強引な説明でも、くじ運が強ければビザ取得ができるようです。

4. 最後に

冒頭でご紹介したように、テロへの脅威が米国のビザ制度にも暗い影を落としています。これからはビザ申請者のプロフィールを、フェイスブックなどソーシャルメディアへの投稿内容も閲覧してチェックすべきだ、といった議論まで耳にします。

さすがに日本人の企業派遣者がテロリストと疑われるようなケースは現実的にはほとんどないでしょうが、某大統領候補の主張に反映されるように、米国で外国人に対する寛容さが失われつつあるようには感じます。

就労ビザに関しても、L-1ビザの申請却下率上昇など気になる傾向はあります。突然の制度変更など規制に関するリスクが低いのが米国など先進国の強みですが、そうは言ってもビザ申請については、十分な情報収集と事前準備を怠らないようにしたいものです。

(本稿は、米国国務省や大使館ホームページ、弁護士のお話などを参考にして執筆したのですが、実際のビザ申請にあたっては、個別に移民法実務に詳しい専門家の見解などをご確認の上、ご対応下さい。)

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp